

平成 28 年 7 月 11 日

「参議院選挙区選出議員の選挙区における鳥取県及び島根県選挙区の合区解消を求める意見書」の政府提出を求める陳情

鳥取市議会議長 房安 光 様

陳情者

まちづくりグループ「未来をぼくらの手で」
グループリーダー：富井 篤弥

◎陳情事項

一、「参議院選挙区選出議員の選挙区における鳥取県及び島根県選挙区の合区解消を求める意見書」を政府に提出して下さい。

◎陳情趣旨・理由

鳥取県と島根県の両県の選挙区が合区され、「鳥取県及び島根県選挙区」として、先日の第二十四回参議院議員選挙が行われました。今回の鳥取県内の選挙投票率は 56.28%、島根県内の選挙投票率は 62.20%であり、選挙区全体の投票率は 59.52%となりました。鳥取県内においては、前回の第二十三回参議院議員選挙の投票率である 58.45%を 2.17%下回る結果となりました。今回のこの鳥取県内の選挙投票率の低下については、鳥取県と島根県の合区が影響していると言えます。また、鳥取県や島根県において、両県民から合区の解消を求める声は多いです。特に鳥取県ではその傾向が強くみられ、私どもが今回の選挙において選挙投票啓発活動をする中で、「今回の選挙で投票に行きますか？」と質問した有権者の方々の中には「鳥取県の方が、有権者数が少ないから行っても意味がない」と言う理由で選挙投票に消極的な方々もいました。加えて、NHKの今回の選挙の出口調査で鳥取県は「合区に納得している」有権者が 26%に対して「合区に納得していない」有権者は 74%にのぼり、島根県では「合区に納得していない」有権者が 65%となったことから、この事が言えます。

以上な理由から、「鳥取県及び島根県選挙区」合区の解消は鳥取県民の有権者の方々の多くが望んでいます。また、合区の解消は両県の今後の発展ためにも必要不可欠です。現在、内閣府は「まち・ひと・しごと創生本部」を設け、地方創生を進めています。このような地方創生の時代の中で鳥取県や島根県の立ち位置は重要なものであり、より多くの両県の代表が国会議員として地方創生を進めていくことが望まれます。そのような中で、鳥取県と島根県の合区は地方創生の流れに反するものであると言えるでしょう。これから地方創生を進め、地方経済を持続的に発展させ、国土を保全していく為には「一票の格差」があっても良いと私どもは考えます。地方の声を大きくすることは、真に地方と都市部との対等な関係を築くことになります。これは結果として都市部と地方のひと・財及びサービス・文化の良循環をつくることに繋がるでしょう。

これらの陳情趣旨及び理由より、私どもは公職選挙法第十四条の選挙すべき議員の数について、現在の「鳥取県及び島根県選挙区」二人から、「鳥取県選挙区」二人「島根県選挙区」二人に戻す事を求め、これを意見書として貴議会が政府に提出する事を強く求めます。

[提出書様式の例]

参議院選挙区選出議員の選挙区における鳥取県及び島根県選挙区の合区解消を求める意見書

第二十四回参議院議員選挙において、鳥取県と島根県は合区という形で選挙が実施された。

今回の選挙で鳥取県内の選挙投票率は 56.28%、島根県内の選挙投票率は 62.20%であり、選挙区全体の投票率は 59.52%となった。鳥取県内においては、前回の第二十三回参議院議員選挙の投票率である 58.45%を 2.17%下回る結果となった。鳥取県内の選挙投票率の低下については、鳥取県と島根県の合区もその一要因といえる。

そして、今回の選挙について日本放送協会の出口調査によると、鳥取県は「合区に納得している」有権者が 26%に対して「合区に納得していない」有権者は 74%にのぼり、島根県においても「合区に納得している」有権者が 35%に対して「合区に納得していない」有権者が 65%となった。このことから、鳥取および島根の両県民が合区の解消を求めている。

また、合区の解消は鳥取県及び島根県の今後の発展の為にも必要不可欠である。

加えて、まち・ひと・しごと創生本部を設け、地方創生を進める現在において鳥取県や島根県の立ち位置は非常に重要なものであり、より多くの両県の代表議員が地方創生を進めていくことが望まれる。ついで、現状の鳥取県と島根県の合区は地方創生の流れに反するものである。今後、両県の合区を解消し、地方創生を加速させることが求められる。

よって、下記のとおり対応されるよう強く望むものである。

記

1. 公職選挙法第十四条の参議院選挙区選出議員の選挙区において、選挙すべき議員の数を「鳥取県及び島根県」二人から「鳥取県」二人「島根県」二人にし、合区を解消すること。
2. 公職選挙法の別表第三(第十四条関係)について、鳥取県及び島根県 二人から、鳥取県 二人、島根県 二人に改正すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 月 日

鳥取市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 様
内閣官房長官 総務大臣 地方創生担当大臣